

東京熱供給株式会社からの 指定旧供給区域熱供給規程の 変更認可申請に係る査定方針について (案)

2023年11月21日（火）

電力・ガス取引監視等委員会



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

1. はじめに

2. 指定旧供給区域熱供給規程料金（規制料金）の位置づけ

3. 規制料金の改定申請の概要

4. 規制料金の審査の概要

5. 査定方針の概要

6. 査定方針の各論

6-1. 原価算定期間

6-2. 需要想定

6-3. 経営効率化

6-4. 人件費

6-5. 燃料費・電力料・冷温熱購入費

6-6. 修繕費

6-7. 設備投資（減価償却費・固定資産除却費）

6-8. その他経費

6-9. 事業報酬

6-10. 法人税等

6-11. 控除項目

6-12. 料金設定等

本資料の位置づけ

- 本資料は、みなし熱供給事業者である東京熱供給株式会社が、2023年10月に、経済産業大臣に対して行った指定旧供給区域熱供給規程の変更認可申請に係る査定方針である。

東京熱供給株式会社の概要

設 立	昭和56年9月
資 本 金	750百万円
従 業 員	35名（令和5年3月末）

変更認可申請地区の概要 （光が丘団地地区）

供 給 開 始	昭和58年4月（事業許可：昭和57年2月）
需 要	住宅用：11,098件（令和5年3月末時点）
	業務用：57件（令和5年3月末時点）
供給熱媒体	住宅用：温水・給湯
	業務用：温水・給湯・冷水
熱発生機器	ボイラー（都市ガス）、ヒートポンプ（電気） ターボ冷凍機（電気）

1. はじめに

2. 指定旧供給区域熱供給規程料金（規制料金）の位置づけ

3. 規制料金の改定申請の概要

4. 規制料金の審査の概要

5. 査定方針の概要

6. 査定方針の各論

6-1. 原価算定期間

6-2. 需要想定

6-3. 経営効率化

6-4. 人件費

6-5. 燃料費・電力料・冷温熱購入費

6-6. 修繕費

6-7. 設備投資（減価償却費・固定資産除却費）

6-8. その他経費

6-9. 事業報酬

6-10. 法人税等

6-11. 控除項目

6-12. 料金設定等

指定旧供給区域熱供給規程料金（規制料金）の位置づけ

- みなし熱供給事業者は、規制料金について、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号。以下「改正法」という。）附則に基づいて、指定旧供給区域熱供給規程を定め、経済産業大臣の認可を受けることが必要であり、これを変更しようとするときも認可が必要である。
- また、改正法附則において、経済産業大臣は、申請のあった指定旧供給区域熱供給規程が、以下のいずれにも適合していると認めるときは、認可をしなければならないこととされている。
 - ① 料金が能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。
 - ② 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。
 - ③ みなし熱供給事業者及び指定旧供給区域熱供給を受ける者の責任に関する事項並びに導管、熱量計その他の設備に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。
 - ④ 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

指定旧供給区域熱供給規程の変更認可申請に係る意見聴取

- 2023年10月16日に、改正法附則第52条第1項の規定に基づいて、東京熱供給株式会社が、経済産業大臣に対して、指定旧供給区域熱供給規程の変更認可申請（以下「本申請」という。）を行った。
- その上で、改正法附則第58条第1項第3号の規定に基づき、2023年10月19日に、経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）に対して、本申請に係る意見聴取があった。

【参考】参照条文

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号） 附則

（みなし熱供給事業者の指定旧供給区域熱供給規程）

第五十二条 みなし熱供給事業者は、附則第五十条第一項の義務を負う間、指定旧供給区域熱供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、指定旧供給区域熱供給規程を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。

二 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。

三 みなし熱供給事業者及び指定旧供給区域熱供給を受ける者の責任に関する事項並びに導管、熱量計その他の設備に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

3～7 （略）

（熱供給事業法の一部改正に伴う電力・ガス取引監視等委員会の権限等）

第五十八条 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

一・二 （略）

三 附則第五十条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる旧熱事業法第九条第一項若しくは第二項、第十一条第二項若しくは第十五条第一項ただし書の認可又は附則第五十二条第一項の認可をしようとするとき。

四～七 （略）

2 委員会は、前項の規定により意見を述べたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

1. はじめに
2. 指定旧供給区域熱供給規程料金（規制料金）の位置づけ
- 3. 規制料金の改定申請の概要**
4. 規制料金の審査の概要
5. 査定方針の概要
6. 査定方針の各論
 - 6－1. 原価算定期間
 - 6－2. 需要想定
 - 6－3. 経営効率化
 - 6－4. 人件費
 - 6－5. 燃料費・電力料・冷温熱購入費
 - 6－6. 修繕費
 - 6－7. 設備投資（減価償却費・固定資産除却費）
 - 6－8. その他経費
 - 6－9. 事業報酬
 - 6－10. 法人税等
 - 6－11. 控除項目
 - 6－12. 料金設定等

事業者の申請概要

- 本申請は、ウクライナ侵略に伴う電力・ガス価格の高騰及び会社の収支悪化（令和4年度：約1.6億円の赤字）などを背景に行われたものであり、申請の概要は以下のとおり。
- なお、申請原価は現行原価から約2%減少しているものの、需要が約23%減少していることから、料金単価としては増加となっている。

項目	現行原価※1 (a)	申請原価※2 (b)	差引 (b - a)
役員給与	26,703	4,877	▲21,826
給料手当	113,700	52,408	▲61,292
退職金	1,339	985	▲354
雑給	552	15,217	14,665
厚生費	14,204	10,729	▲3,475
燃料費	18,637	156,196	137,559
冷温熱購入費	9,097	20,385	11,288
修繕費	127,141	86,942	▲40,199
電力料	550,052	391,028	▲159,024
水道料	13,479	34,020	20,541
消耗品費	28,163	8,315	▲19,848
賃借料	76,834	31,876	▲44,958
委託作業費	134,303	87,164	▲47,139
租税課金	38,084	55,032	16,948
需要開発費	1,272	—	▲1,272
固定資産除却費	485	13,038	12,553

(単位：千円、単位未満は四捨五入)			
項目	現行原価※1 (a)	申請原価※2 (b)	差引 (b - a)
貸倒償却	1,319	604	▲715
雑費	30,807	23,022	▲7,785
減価償却費	93,031	304,448	211,417
営業費計	1,279,202	1,296,286	17,084
事業報酬	90,365	48,398	▲41,967
法人税等	18,554	16,834	▲1,720
原価総額(A)	1,388,121	1,361,518	▲26,603
控除項目(B)	4,579	887	▲3,692
差引料金原価 (A) - (B)	1,383,542	1,360,631	▲22,911

※1 現行原価の原価算定期間は1989年4月～1992年3月であり、数値は3か年の平均値。
※2 申請原価の原価算定期間は2024年1月～2026年12月であり、数値は3か年の平均値。

1か月当たりの熱料金の変動額の試算

- 今回申請の内容に基づいて、標準的な家庭（住宅用）における熱料金の月額を試算した結果は以下のとおり。

需要種別	用途	モデル	現行料金 (税込み)	値上げ後の料金 (税込み)	値上げ幅 (値上げ率)
集合住宅用	給湯 (Aタイプ)	・ 給湯使用量：4,700 ℓ /月	5, 1 9 9 円	5, 8 0 0 円	+ 6 0 1 円 (+ 1 1. 6 %)
	給湯 + 暖房※ (Dタイプ)	・ 専有面積：50~60㎡ ・ 給湯量：4,700 ℓ /月 ・ 暖房：1,500MJ/年	6, 6 6 2 円	7, 3 4 6 円	+ 6 8 4 円 (+ 1 0. 3 %)

出典：事業者からの聞き取りに基づき、事務局で作成。

※暖房期間は、10月25日～4月20日。上記は、年間12か月で平均した1か月当たりの料金。

1. はじめに
2. 指定旧供給区域熱供給規程料金（規制料金）の位置づけ
3. 規制料金の改定申請の概要
- 4. 規制料金の審査の概要**
5. 査定方針の概要
6. 査定方針の各論
 - 6-1. 原価算定期間
 - 6-2. 需要想定
 - 6-3. 経営効率化
 - 6-4. 人件費
 - 6-5. 燃料費・電力料・冷温熱購入費
 - 6-6. 修繕費
 - 6-7. 設備投資（減価償却費・固定資産除却費）
 - 6-8. その他経費
 - 6-9. 事業報酬
 - 6-10. 法人税等
 - 6-11. 控除項目
 - 6-12. 料金設定等

指定旧供給区域熱供給規程料金（規制料金）の審査の概要

- 規制料金の改定申請の審査では、当該料金が、指定旧供給区域熱供給規程料金算定要領（平成28年3月制定）に則って算定されていることを前提として、指定旧供給区域熱供給規程料金審査要領（平成28年3月制定）に照らして妥当なものか確認した。

【参考】参照条文①

電気事業法等の一部を改正する等の法律（改正法） 附則

（みなし熱供給事業者の指定旧供給区域熱供給規程）

第五十二条 みなし熱供給事業者は、附則第五十条第一項の義務を負う間、指定旧供給区域熱供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、指定旧供給区域熱供給規程を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
2～7 （略）

指定旧供給区域熱供給規程料金算定要領（料金算定要領）

第2章 総括原価等の算定

1. 総括原価等の算定

事業者は改正法附則第52条第1項の規定に基づき指定旧供給区域熱供給規程を定め、又は変更（同条第3項の規定に基づく変更及び指定旧供給区域熱供給規程料金の変更を伴わないものを除く。）を行うに当たっては、当該指定旧供給区域熱供給規程の実施期日（変更を行う場合にあっては、当該変更後の指定旧供給区域熱供給規程の実施期日）を含む月の初日（以下「基準日」という。）を始期とする1年間を単位とした将来の合理的な期間（以下「原価算定期間」という。）を定め、以下のとおり当該原価算定期間における適正な原価（以下「総括原価」という。）を算定するものとする。

- （1）総括原価の算定の方法は、指定旧供給区域熱供給規程料金の変更（消費税等相当額のみを原因とする料金の値上げを除く。）を行う場合は、
2. に定めるところにより算定するものとする。
- （2）総括原価の算定に当たっては、原価算定期間中の需要想定及び設備投資計画を様式第2及び様式第3に整理するものとする。

【参考】参照条文②

指定旧供給区域熱供給規程料金審査要領（料金審査要領）

第1章 総則

1. 基本方針

- (1) 改正法附則第52条第2項に規定する基準による同条第1項の指定旧供給区域熱供給規程の認可に当たっては、この要領に従って審査するものとする。
- (2) 総括原価は、改正法附則第52条第2項第1号の「料金が能率的な経営の下における適正な原価に照らし、公正妥当なもの」となるよう別紙1「指定旧供給区域熱供給規程料金算定要領」（以下「算定要領」という。）に基づき適正に算定しているか否かにつき、次章1.の規定により、指定旧供給区域ごとに審査するものとする。
- (3) 指定旧供給区域熱供給規程料金は、改正法附則第52条第2項第2号の「料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること」及び同項第4号の「特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと」に該当するよう、算定要領に定める方法に基づき適正に算定要領様式第4第2表の熱料金総括表料金表（以下「料金表」という。）に記載しているか否かにつき、次章2.の規定により指定旧供給区域ごとに審査するものとする。

2. 審査の結果の取扱い

審査の結果、申請された指定旧供給区域熱供給規程について補正の指摘をした場合にあっては、当該事業者が当該指摘に基づいて適正に補正したと認められるときは、当該申請に係る料金を認可することとする。

1. はじめに
2. 指定旧供給区域熱供給規程料金（規制料金）の位置づけ
3. 規制料金の改定申請の概要
4. 規制料金の審査の概要
- 5. 査定方針の概要**
6. 査定方針の各論
 - 6-1. 原価算定期間
 - 6-2. 需要想定
 - 6-3. 経営効率化
 - 6-4. 人件費
 - 6-5. 燃料費・電力料・冷温熱購入費
 - 6-6. 修繕費
 - 6-7. 設備投資（減価償却費・固定資産除却費）
 - 6-8. その他経費
 - 6-9. 事業報酬
 - 6-10. 法人税等
 - 6-11. 控除項目
 - 6-12. 料金設定等

査定方針の概要①

項目	査定の主な考え方
原価算定期間	原価算定期間の設定について、料金算定要領では「1年間を単位とした将来の合理的な期間」とされている。その上で、原価算定期間を3年間と設定することは、費用平準化の観点及び電気・ガスの料金認可の例（原則3年）を踏まえれば、合理的な範囲と考えられる。
需要想定	供給戸数及び年間販売熱量について、直近実績値の横ばいとなっているが、供給戸数の推移の見通しなどを踏まえれば、合理的でない根拠に基づいた算定ではないと考えられる。
経営効率化	清掃工場の排熱の効率的な利用や、人員体制の見直しなどの経営効率化の取組を行っていることを確認した。
人件費	役員給与について、国家公務員の指定職の給与水準の平均と比較して、適正な水準である。 給料手当について、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」における企業平均値を基本に、電気業・ガス業・水道業の平均値の水準と比較して、適正な水準である。 退職金について、人事院の「民間の企業年金及び退職金等の調査結果」及び中央労働委員会の「賃金事情等総合調査」における企業平均値（企業規模に応じたもの）の水準と比較して、適正な水準である。
燃料費・電力料・冷温熱購入費	燃料費について、関東地域のガス小売事業者の料金水準と同程度であり、適正な水準である。 電力料について、関東地域の小売電気事業者の料金水準と同程度であり、適正な水準である。 冷温熱購入費について、冷温熱購入量及び契約に基づいた単価によって適正に算定されていることを確認した。
修繕費	修繕費について、自主カット前の金額は、料金算定要領に定められた方法に基づき算定されており、また、現行原価や、直近5年間の実績に基づいて算定した水準と比較して同水準であり、妥当である。

査定方針の概要②

項目	査定の主な考え方
設備投資 (減価償却費・ 固定資産除却費)	• <u>熱量計（暖房メーター及び給湯メーター）</u>について、熱量計更新費用予算（2023年～2026年）を入手し、原価算定期間に<u>法定の定期交換時期（8年）</u>を迎えるメーターの交換に係る費用が、<u>設備投資に計上されていることを確認</u>した。 • <u>減価償却費</u>について、<u>熱供給事業の運営にとって真に不可欠な設備のみ織り込まれていることを確認</u>した。また、これらの設備に係る減価償却の方法や耐用年数は、申請事業者がこれまで同種の設備に採用してきたものと概ね同様であり、<u>定額法により適正に算定されていることを確認</u>した。 • <u>固定資産除却費のうち除却損</u>について、案件ごとに除却対象設備の残存簿価を確認し、<u>申請原価に反映されていることを確認</u>した。 • <u>固定資産除却費のうち除却工事費</u>について、建設費・固定資産除却費予算案を参照し、<u>原価算定期間に完成が予定されている設備工事に関する除却工事費が計上されていることを確認</u>した。また、金額について、<u>当該工事の個別の見積もり、又は、過去の類似工事の費用に基づいて算定されていることを確認</u>した。
その他経費 (消耗品費等)	• 熱供給事業の運営にとって<u>厳に必要なもののみ織り込まれていることを確認</u>した。 • <u>租税課金</u>について、<u>行政財産占用料の増加</u>に伴い、<u>現行原価よりも大きく増加</u>しているところ、<u>約32%の自主カットが織り込まれている</u>が、当該費用は<u>自主カットになじまないもの</u>であることから、<u>適正な額を計上するよう求める</u>こととする。
事業報酬	• <u>レートベース</u>について、熱供給事業の運営にとって<u>真に不可欠な設備のみが織り込まれていることを確認</u>した。 • <u>事業報酬率</u>について、ガス事業における値（経済産業大臣告示）を用いており、<u>適正に算定</u>されている。

査定方針の概要③

項目	査定の主な考え方
法人税等	法人税等について、事業報酬額のうち<u>自己資本報酬額分を基に適正に算定していることを確認</u>した。
控除項目	控除項目について、<u>算定方法や算定根拠が妥当</u>であることを確認した。
料金設定等 (レートメイク)	「<u>需要種別原価</u>」と「<u>需要種別の料金収入額</u>（消費税等相当額を除く）」が<u>一致するように設定されていることを確認</u>した。 <u>料金算定上の影響はないものの</u>、本申請の添付資料のうち、<u>様式第15の「指定旧供給区域収支見積書」の一部の項目において、計算式誤りによる二重計上</u>があったため、これを修正することとする。

1. はじめに
2. 指定旧供給区域熱供給規程料金（規制料金）の位置づけ
3. 規制料金の改定申請の概要
4. 規制料金の審査の概要
5. 査定方針の概要
- 6. 査定方針の各論**
 - 6－1. 原価算定期間**
 - 6－2. 需要想定
 - 6－3. 経営効率化
 - 6－4. 人件費
 - 6－5. 燃料費・電力料・冷温熱購入費
 - 6－6. 修繕費
 - 6－7. 設備投資（減価償却費・固定資産除却費）
 - 6－8. その他経費
 - 6－9. 事業報酬
 - 6－10. 法人税等
 - 6－11. 控除項目
 - 6－12. 料金設定等

原価算定期間（審査における論点・審査の結果）

【審査における論点】

- 原価算定期間の設定は合理的か。

【審査の結果】

- 今回申請では、原価算定期間を3年間（2024年1月～2026年12月）としている。その理由について事業者を確認したところ、前回の料金改定の原価算定期間が3年であったことや、電気・ガスの料金認可における原価算定期間（原則3年）を参考として設定したとの説明があった。
- 原価算定期間の設定について、料金算定要領では「1年間を単位とした将来の合理的な期間」とされている。その上で、原価算定期間を3年間と設定することは、費用平準化の観点及び電気・ガスの料金認可の例（原則3年）を踏まえれば、合理的な範囲と考えられる。

【参考】参照条文

指定旧供給区域熱供給規程料金算定要領（料金算定要領）（抜粋）

第2章 総括原価等の算定

1. 総括原価等の算定

事業者は改正法附則第52条第1項の規定に基づき指定旧供給区域熱供給規程を定め、又は変更（同条第3項の規定に基づく変更及び指定旧供給区域熱供給規程料金の変更を伴わないものを除く。）を行うに当たっては、当該指定旧供給区域熱供給規程の実施期日（変更を行う場合にあっては、当該変更後の指定旧供給区域熱供給規程の実施期日）を含む月の初日（以下「基準日」という。）を始期とする1年間を単位とした将来の合理的な期間（以下「原価算定期間」という。）を定め、以下のとおり当該原価算定期間における適正な原価（以下「総括原価」という。）を算定するものとする。

- （1）総括原価の算定の方法は、指定旧供給区域熱供給規程料金の変更（消費税等相当額のみを原因とする料金の値上げを除く。）を行う場合は、
 2. に定めるところにより算定するものとする。
- （2）総括原価の算定に当たっては、原価算定期間中の需要想定及び設備投資計画を様式第2及び様式第3に整理するものとする。

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（抜粋）

3. 原価算定期間

算定規則第2条における原価算定期間については、原則として3年間とする。ただし、原価の見通しが極めて困難な事情がある場合には、原価算定期間を1年とすることも認める。

旧一般ガスみなしガス小売事業者指定旧供給区域等小売供給約款料金審査要領（抜粋）

4. 原価算定期間

変更後の供給約款で設定する料金を算定しようとする事業者に係る原価算定期間については、原則として3年間とする。ただし、原価の見通しが極めて困難な事情がある場合には、原価算定期間を1年間とすることも認める。

1. はじめに
2. 指定旧供給区域熱供給規程料金（規制料金）の位置づけ
3. 規制料金の改定申請の概要
4. 規制料金の審査の概要
5. 査定方針の概要
- 6. 査定方針の各論**
 - 6-1. 原価算定期間
 - 6-2. 需要想定**
 - 6-3. 経営効率化
 - 6-4. 人件費
 - 6-5. 燃料費・電力料・冷温熱購入費
 - 6-6. 修繕費
 - 6-7. 設備投資（減価償却費・固定資産除却費）
 - 6-8. その他経費
 - 6-9. 事業報酬
 - 6-10. 法人税等
 - 6-11. 控除項目
 - 6-12. 料金設定等

需要想定の概要

- 今回の料金改定申請における需要家の状況及び年間販売熱量は以下のとおり。
- 業務施設及び集合住宅の供給戸数及び年間販売熱量については、直近実績値に基づき算定されている。

項 目		現行原価※1 (A)	直近実績			申請原価（原価算定期間）				増減 (B/A)
			2020年度	2021年度	2022年度	2024.1～	2025.1～	2026.1～	3年平均 (B)	
需要家の状況 (件数)	業務施設 (温水等)	73	58	58	57	57	57	57	57	78.1%
	集合住宅 (給湯のみ)	2,597	5,406	6,052	6,070	6,070	6,070	6,070	6,070	233.7%
	集合住宅 (給湯+暖房)	8,297	5,634	4,986	4,970	4,970	4,970	4,970	4,970	59.9%
	合計	10,967	11,098	11,096	11,097	11,097	11,097	11,097	11,097	101.2%
年間販売熱量 (G)	業務施設 (温水等)	64,930	63,313	71,100	70,096	70,096	70,096	70,096	70,096	108.0%
	集合住宅 (給湯のみ)	192,996※2	63,552	67,098	64,212	64,212	64,212	64,212	64,212	－
	集合住宅 (給湯+暖房)		73,657	66,529	63,781	63,781	63,781	63,781	63,781	－
	合計	257,926	200,522	204,727	198,089	198,089	198,089	198,089	198,089	76.8%

出典：事業者からの聞き取りに基づき、事務局で作成。

※1 「現行原価」：原価算定期間（1989～92年）の3か年平均値。

※2 「給湯のみ」、「給湯+暖房」の区分がないため、合計値を記載。

需要想定（審査における論点・審査の結果）

【審査における論点】

- 需要種別の需要（業務施設（温熱、給湯、冷水）、集合住宅（温熱、給湯））の想定に当たって、合理的でない根拠を用いていないか。

【審査の結果】

- 2021年度以前は、暖房契約の廃止※により、「集合住宅（給湯+暖房）」から、「集合住宅（給湯のみ）」へ供給戸数が移動しているが、原価算定期間に暖房契約の廃止は見込まれていないことを確認した。
- その上で、供給戸数及び年間販売熱量について、直近実績値の横ばいとなっているが、上記の供給戸数の推移の見通しなどを踏まえれば、合理的でない根拠に基づいた算定ではないと考えられる。

※ 光が丘団地に所在するマンション管理組合の議決に基づくもの。

1. はじめに
2. 指定旧供給区域熱供給規程料金（規制料金）の位置づけ
3. 規制料金の改定申請の概要
4. 規制料金の審査の概要
5. 査定方針の概要
- 6. 査定方針の各論**
 - 6-1. 原価算定期間
 - 6-2. 需要想定
 - 6-3. 経営効率化**
 - 6-4. 人件費
 - 6-5. 燃料費・電力料・冷温熱購入費
 - 6-6. 修繕費
 - 6-7. 設備投資（減価償却費・固定資産除却費）
 - 6-8. その他経費
 - 6-9. 事業報酬
 - 6-10. 法人税等
 - 6-11. 控除項目
 - 6-12. 料金設定等

経営効率化（審査における論点・審査の結果）

【審査における論点】

- 申請事業者は、経営効率化の取組を行っているか。

【審査の結果】

- 以下のとおり、経営効率化の取組を行っていることを確認した。
 - 清掃工場の排熱の効率的な利用により、ガス使用量を約37%削減（2021年度～）
 - 人員体制の見直し（社員2名の減少）（2023年度）
 - テレワーク環境の見直し（通信費の削減）（2023年度）
- なお、減価償却費などの固定費は、現行原価と比べて増加しているが、本申請に当たって、申請事業者は、固定費の一部（約32%）を自主カットしている。また、基本料金を現状維持として、燃料費などの変動費の増加分のみを従量料金単価に反映している。

1. はじめに
2. 指定旧供給区域熱供給規程料金（規制料金）の位置づけ
3. 規制料金の改定申請の概要
4. 規制料金の審査の概要
5. 査定方針の概要
- 6. 査定方針の各論**
 - 6-1. 原価算定期間
 - 6-2. 需要想定
 - 6-3. 経営効率化
 - 6-4. 人件費**
 - 6-5. 燃料費・電力料・冷温熱購入費
 - 6-6. 修繕費
 - 6-7. 設備投資（減価償却費・固定資産除却費）
 - 6-8. その他経費
 - 6-9. 事業報酬
 - 6-10. 法人税等
 - 6-11. 控除項目
 - 6-12. 料金設定等

人件費の概要①

- 人件費の現行原価と申請原価との比較は以下のとおり。
- なお、人件費のうち、本社分（役員給与など）については、熱供給地区数（5地区）で按分し、光ヶ丘団地地区分のみ原価に計上している。

（単位：千円）

	現行原価 （A）	直近実績【参考】			申請原価 （B）	増減 （B／A）
		2020年度	2021年度	2022年度		
役員給与	26,703	7,079	7,085	7,150	4,877	18.3%
給料手当	113,700	96,930	96,895	91,305	52,408	46.1%
退職金	1,339	1,702	1,692	1,351	985	73.6%
雑給	552	14,850	20,391	21,019	15,217	2,756%
厚生費	14,204	18,303	17,926	16,829	10,729	75.5%

出典：事業者からの聞き取りに基づき、事務局で作成。

※「現行原価」：原価算定期間（1989～92年）の3か年平均値。

※「申請原価」：原価算定期間（2024～26年）の3か年平均値。

※「役員給与」、「給料手当」、「退職手当」、「雑給」、「厚生費」の申請原価については、約32%の自主カットを織り込み。

人件費の概要②

- 役員給与については、常勤役員3名分（本社）を、熱供給地区数（5地区）で按分し、原価に計上している。
- 給料手当については、2023年4月時点の実績値を基に、給与規程に則った昇給（毎年4月）を見込んで算定されている。なお、経費人員数は減少（5人）している。
- 退職金については、原価算定期間に必要な退職給付費用（中小企業退職金共済掛金及び出向者の年金拠出金分担額を含む。）を見込んで算定されている。
- 雑給については、契約・嘱託社員の給与や厚生費などが、契約社員給与規程に基づき算定されている。なお、経費人員数は増加（3人）している。
- 厚生費については、法定厚生費（健康保険料、厚生年金保険料など）と、一般厚生費（食事補助、常備薬品代など）が、実績値に基づき算定されている。

関係法令における規定（人件費）

- 役員給与・給料手当等の人件費については、料金算定要領において、**実績値等を基に算定**することとなっている。
- また、料金審査要領において、審査の考え方が示されている。

【参考】指定旧供給区域熱供給規程料金算定要領（料金算定要領）（抜粋）

2. 個別算定方式

総括原価は、熱供給事業に係る営業費用（以下「営業費」という。）及び営業費以外の費用の合計額から控除項目の額を差し引いたものに事業報酬並びに法人税、住民税及び事業税の額を加えたものとする。

総括原価の算定は、原価算定期間の開始の直前における熱供給事業の実績及び需要想定等を前提として、次に定めるところにより行うものとする。

- （1）事業者は、営業費として、原価算定期間における、役員給与、給料手当、退職金、雑給、厚生費、燃料費、冷温熱購入費、修繕費、電力料、水道料、消耗品費、賃借料、委託作業費、租税課金、試験研究費、需要開発費、固定資産除却費、貸倒償却、雑費及び減価償却費の額を、次の各号の区分に応じ、それぞれ次に定める方法により算定するものとする。

- ① 労務費（役員給与、給料手当、退職金、雑給及び厚生費をいう。以下同じ。）

労務費は、原価算定期間期首における支出予定額又は原価算定期間の開始の直前における支出額の実績及びこれらの額の原価算定期間中の変動を勘案して算定した適正な額とする。

- ②～⑥ 略

【参考】指定旧供給区域熱供給規程料金審査要領（料金審査要領）（抜粋）

（1）営業費等

営業費等（総括原価のうち、以下の（2）及び（3）を除いたものをいう。以下同じ。）は、営業費等の項目ごとに、**算定要領第2章2. に定める方法に基づき適正に算定しているか否か、並びに算定根拠が熱の販売量等の実績及び需要想定等を踏まえて妥当であるか否か等**につき、算定の根拠となる数値その他の必要な説明を事業者に求めて審査する。

（2）事業報酬（略）

（3）控除項目（略）

人件費（審査における論点）

【役員給与】

- 役員給与のうち、社内役員の給与については、国家公務員の指定職の給与水準の平均（事務次官、外局の長、内部部局の長等の平均）と比較して適正な水準であるか。

【給料手当、雑給】

- 給料手当のうち、従業員1人当たりの年間給与水準（基準賃金、諸給与金等）については、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」における企業平均値（企業規模に応じたもの）を基本に、電気業、ガス業及び水道業の平均値と比較して適正な水準であるか。その際、地域間の賃金水準の差については、地域の物価水準を踏まえ、消費者物価指数、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」等を参考とする。
- 雑給について、経費人員数及び算定方法が妥当であるか。

【退職金】

- 人事院の「民間の企業年金及び退職金等の調査結果」及び中央労働委員会の「賃金事情等総合調査」における企業平均値（企業規模に応じたもの）と比較して適正な水準であるか。

【法定厚生費】

- 健康保険料の事業主負担割合の法定下限が50%であることを踏まえ、単一・連合やガス業・水道業等における健康保険組合の事業主負担割合と比較して妥当であるか。

人件費（審査の結果①）

【役員給与】

- 役員給与について、国家公務員の指定職の給与水準の平均以下になっているところ、当該水準と比較して、適正な水準である。

【給料手当】

- 給料手当について、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」における企業平均値を基本に、電気業・ガス業・水道業の平均値の水準以下となっているところ、当該水準と比較して、適正な水準である。

【参考（役員給与）】国家公務員指定職の年収概算（経済産業省試算）

申請額 (1人当たり平均)	単純平均	指定職俸給表8号俸 (事務次官等)	指定職俸給表6号俸 (外局の長官等)	指定職俸給表4号俸 (内部部局の長等)
813万円	2,041万円	2,317万円	2,041万円	1,765万円

【参考（給料手当）】試算値：2022年「賃金構造基本統計調査」に基づく従業員1人当たりの年間給与水準

(単位：万円)

申請額	試算値	全産業・正社員・ 10~99人	3公益業種平均（各事業者補正值）				地域補正※
			電気	ガス	水道	平均	
505	521	414.5	612	452	447	504	1.135

※賃構調査（2022年度）を用いた数字。

人件費（審査の結果②）

【雑給】

- 雑給について、経費人員数は増加（3人）しているものの、社員の減少（5人）を補うものであり、また、給与規程に基づき算定されており妥当である。

【退職金】

- 退職金について、人事院の「民間の企業年金及び退職金等の調査結果」及び中央労働委員会の「賃金事情等総合調査」における企業平均値（企業規模に応じたもの）の水準以下となっているところ、当該水準と比較して、適正な水準である。

【参考】原価算入した退職給付水準と人事院・中央労働委員会の調査における企業平均値との比較

原価算入した退職給付水準	(A) と (B) の平均値 (1人当たりのメルクマール)	(A)	(B)
		人事院調査 (R3) 【50人以上100人未満】	中央労働委員会調査 (R3) 【定年】
<u>1,879万円</u>	<u>1,885万円</u>	1,759万円	2,010万円

人件費（審査の結果③）

【法定厚生費】

- 健康保険料の事業主負担割合の法定下限が50%であるところ、今回申請では、下限の50%で原価算入されており、妥当である。

【一般厚生費】

- 福利厚生メニューとして、社員食堂などが無いことに伴う食事代補助や、設備管理において負傷した場合の応急措置（常備薬品代）などが原価算入されているところ、不合理ではない。

1. はじめに
2. 指定旧供給区域熱供給規程料金（規制料金）の位置づけ
3. 規制料金の改定申請の概要
4. 規制料金の審査の概要
5. 査定方針の概要
- 6. 査定方針の各論**
 - 6-1. 原価算定期間
 - 6-2. 需要想定
 - 6-3. 経営効率化
 - 6-4. 人件費
 - 6-5. 燃料費・電力料・冷温熱購入費**
 - 6-6. 修繕費
 - 6-7. 設備投資（減価償却費・固定資産除却費）
 - 6-8. その他経費
 - 6-9. 事業報酬
 - 6-10. 法人税等
 - 6-11. 控除項目
 - 6-12. 料金設定等

燃料費・電力料・冷温熱購入費の概要

- 燃料費・電力料・冷温熱購入費の現行原価と申請原価との比較は以下のとおりであり、合計値は僅かに減少している。
- 燃料費については、ボイラーの燃料となる都市ガスの購入費用であり、ガス小売事業者との契約単価等に基づく直近実績単価により算定されている。
- 電力料については、ヒートポンプ、ターボ冷凍機等の動力に必要な電力の購入費用であり、小売電気事業者との契約単価等に基づく直近実績単価により算定されている。
- 冷温熱購入費については、光が丘清掃工場から購入する温水排熱費用であり、契約単価等に基づき算定されている。

(単位：千円)

	現行原価 (A)	直近実績【参考】			申請原価 (B)	増減 (B/A)
		2020年度	2021年度	2022年度		
燃料費	18,637	253,954	212,518	186,419	156,196	838%
電力料	550,052	270,919	301,847	416,507	391,028	71.1%
冷温熱購入費	9,097	684	19,060	23,557	20,385	224%
計	577,786	525,557	533,425	626,483	567,609	98.2%

出典：事業者からの聞き取りに基づき、事務局で作成。

※「現行原価」：原価算定期間（1989～92年）の3か年平均値。

※「申請原価」：原価算定期間（2024～26年）の3か年平均値。

関係法令における規定（燃料費・電力料・冷温熱購入費）

- 燃料費・電力料・冷温熱購入費については、料金算定要領において、実績値等を基に算定することとなっている。
- また、料金審査要領において、審査の考え方が示されている。

【参考】指定旧供給区域熱供給規程料金算定要領（料金算定要領）（抜粋）

2. 個別算定方式

総括原価は、熱供給事業に係る営業費用（以下「営業費」という。）及び営業費以外の費用の合計額から控除項目の額を差し引いたものに事業報酬並びに法人税、住民税及び事業税の額を加えたものとする。

総括原価の算定は、原価算定期間の開始の直前における熱供給事業の実績及び需要想定等を前提として、次に定めるところにより行うものとする。

（1）事業者は、営業費として、原価算定期間における、役員給与、給料手当、退職金、雑給、厚生費、燃料費、冷温熱購入費、修繕費、電力料、水道料、消耗品費、賃借料、委託作業費、租税課金、試験研究費、需要開発費、固定資産除却費、貸倒償却、雑費及び減価償却費の額を、次の各号の区分に応じ、それぞれ次に定める方法により算定するものとする。

- ① 略
- ② 燃料費、電力料及び冷温熱購入費
燃料費、電力料及び冷温熱購入費は、原価算定期間の開始の直前におけるこれらの額の実績又は原価算定期間中の需要想定に基づいて算定した使用燃料量、使用電力量及び冷温熱購入量の想定値に時価を基礎とする適正な単価をそれぞれ乗じて算定した額とする。

③～⑥ 略

【参考】指定旧供給区域熱供給規程料金審査要領（料金審査要領）（抜粋）

（1）営業費等

営業費等（総括原価のうち、以下の（2）及び（3）を除いたものをいう。以下同じ。）は、営業費等の項目ごとに、算定要領第2章2. に定める方法に基づき適正に算定しているか否か、並びに算定根拠が熱の販売量等の実績及び需要想定等を踏まえて妥当であるか否か等につき、算定の根拠となる数値その他の必要な説明を事業者に求めて審査する。

（2）事業報酬 （略）

（3）控除項目 （略）

燃料費・電力料・冷温熱購入費（審査における論点・審査の結果①）

【審査における論点】

- 燃料費、電力料について、ガス小売事業者及び小売電気事業者からの相対購入価格が、他の小売事業者と比較して適正な水準であるか。
- 冷温熱購入費について、冷温熱購入量及び契約に基づいた単価により適正に算定されているか。

【審査の結果】

<燃料費>

- ガス取引報のデータを用いて分析したところ、燃料費について、関東地域のガス小売事業者の料金水準と同程度であり、適正な水準である。
- なお、実績単価がガス取引報の水準を超えている点については、光が丘清掃工場からの温水・排熱（蒸気）の受入れ量の変動影響によるものであり、不合理なものではない。
- また、現行原価と比較して大きく増加している点については、温水導管の再構築工事（2012年12月～2015年11月）により、温水製造の一部が電気からガス方式に変更（ガス量は大幅増、電力量は半減）したことに伴うものであり、不合理なものではない。

燃料費・電力料・冷温熱購入費（審査における論点・審査の結果②）

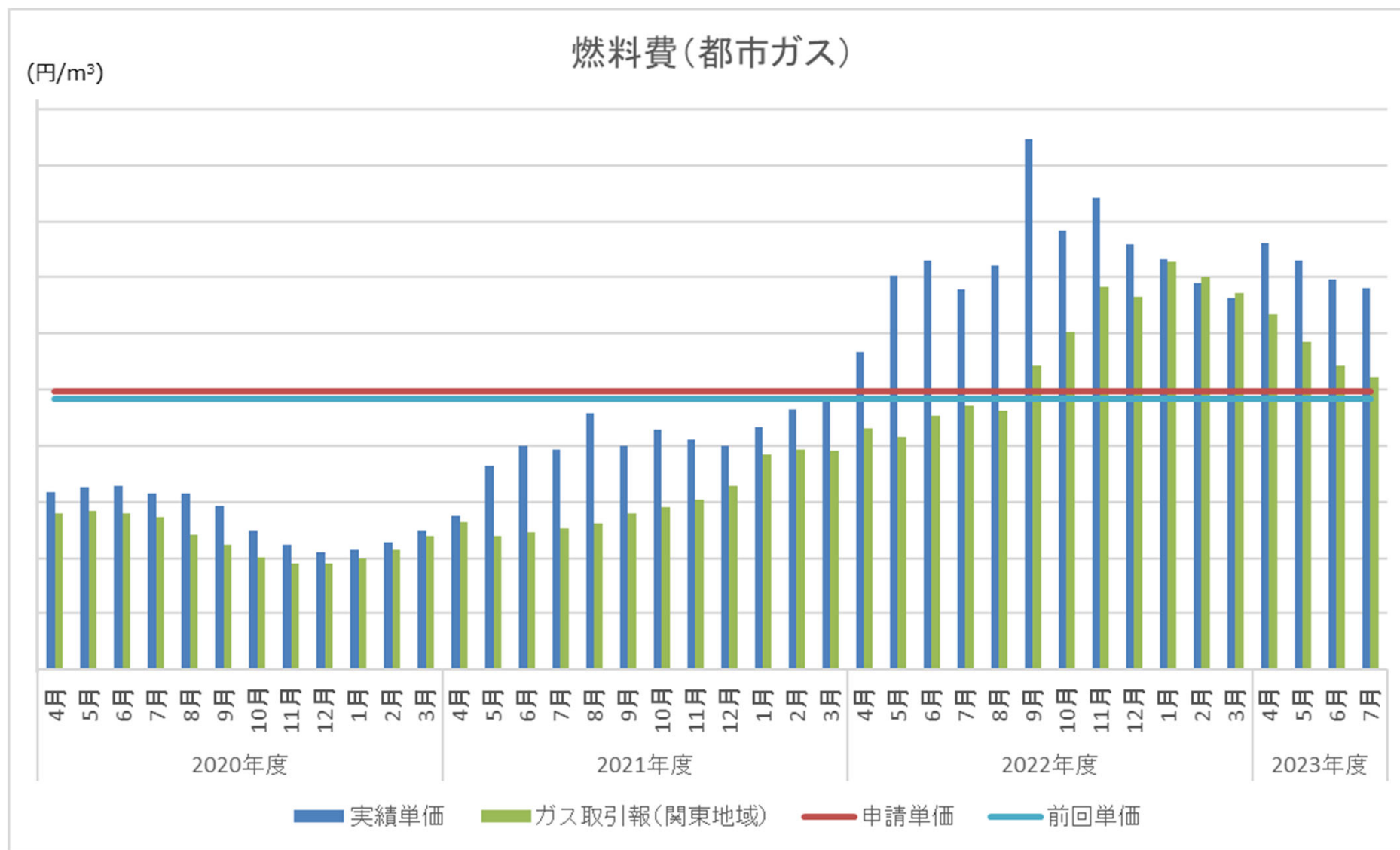
＜電力料＞

- 電力取引報のデータを用いて分析したところ、電力料について、関東地域の小売電気事業者の料金水準と同程度であり、適正な水準である。
- なお、電力料の実績単価が、電力取引報の水準を周期的に上回っている点については、ターボ冷凍機等で電力が使用されるところ、ターボ冷凍機等で製造された冷水が、主に夏季期間に多く使用され、冬季期間は使用量が減るため、冬季期間の電力料の単価が上昇することに伴うものであり、不合理なものではない。

＜冷温熱購入費＞

- 冷温熱購入費について、冷温熱購入量及び契約に基づいた単価によって適正に算定されていることを確認した。
- なお、現行原価と比較して大きく増加している点については、光が丘清掃工場の建替に伴って、当該工場からの温水の購入に加え、2021年3月から排熱（蒸気）の購入が開始されたことによるものであり、不合理なものではない。

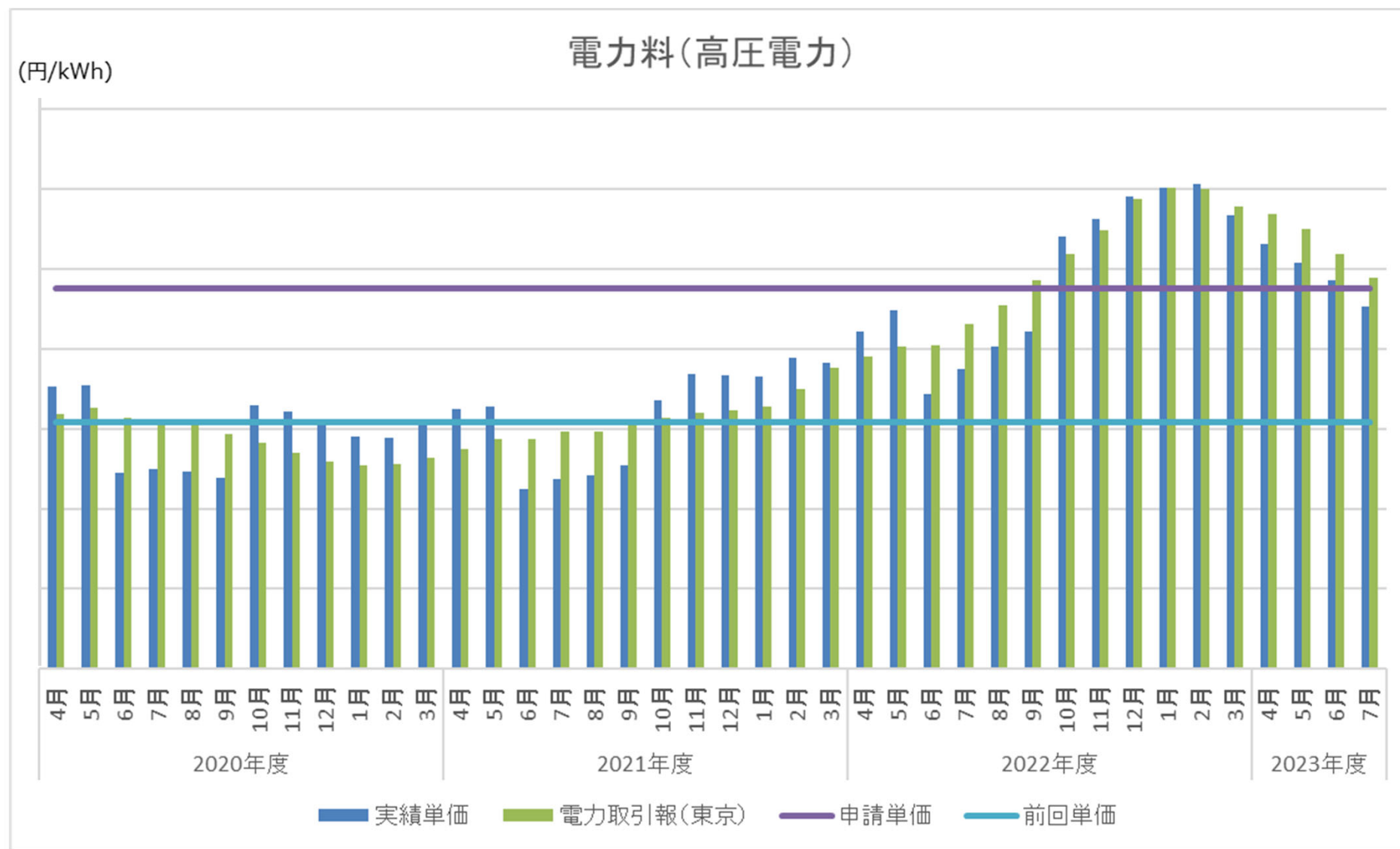
【参考】燃料費の料金水準の比較



出典：事業者からの聞き取り及びガス取引報により、事務局で作成。

※単価には、消費税及び政府補助金を含まない。

【参考】電力料の料金水準の比較



出典：事業者からの聞き取り及び電力取引報により、事務局で作成。

※単価には、消費税、再生可能エネルギー発電促進賦課金、政府補助金を含まない。

1. はじめに
2. 指定旧供給区域熱供給規程料金（規制料金）の位置づけ
3. 規制料金の改定申請の概要
4. 規制料金の審査の概要
5. 査定方針の概要
- 6. 査定方針の各論**
 - 6-1. 原価算定期間
 - 6-2. 需要想定
 - 6-3. 経営効率化
 - 6-4. 人件費
 - 6-5. 燃料費・電力料・冷温熱購入費
 - 6-6. 修繕費**
 - 6-7. 設備投資（減価償却費・固定資産除却費）
 - 6-8. その他経費
 - 6-9. 事業報酬
 - 6-10. 法人税等
 - 6-11. 控除項目
 - 6-12. 料金設定等

修繕費の概要

- 修繕費の現行原価と申請原価との比較は以下のとおり。
- 自主カット前の申請原価は、料金算定要領に基づき算定されている。

(単位：千円)

	現行原価 (A)	直近実績【参考】			申請原価 (B)	増減 (B/A)
		2020年度	2021年度	2022年度		
修繕費	127,141	144,989	141,100	114,489	86,942	68.4%

出典：事業者からの聞き取りに基づき、事務局で作成。
※「現行原価」：原価算定期間（1989～92年）の3か年平均値。
※「申請原価」：原価算定期間（2024～26年）の3か年平均値。
※申請原価については、約32%の自主カットを織り込み。

関係法令における規定（修繕費）①

- 修繕費については、料金算定要領において、算定方法が定められており、今回申請では、下記の「基準修繕費」の考え方に基づいて算定されている。
- また、料金審査要領において、審査の考え方が示されている。

【参考】指定旧供給区域熱供給規程料金算定要領（料金算定要領）（抜粋）

2. 個別算定方式

総括原価は、熱供給事業に係る営業費用（以下「営業費」という。）及び営業費以外の費用の合計額から控除項目の額を差し引いたものに事業報酬並びに法人税、住民税及び事業税の額を加えたものとする。

総括原価の算定は、原価算定期間の開始の直前における熱供給事業の実績及び需要想定等を前提として、次に定めるところにより行うものとする。

（1）事業者は、営業費として、原価算定期間における、役員給与、給料手当、退職金、雑給、厚生費、燃料費、冷温熱購入費、修繕費、電力料、水道料、消耗品費、賃借料、委託作業費、租税課金、試験研究費、需要開発費、固定資産除却費、貸倒償却、雑費及び減価償却費の額を、次の各号の区分に応じ、それぞれ次に定める方法により算定するものとする。

①・② 略

③ 修繕費

修繕費は、原価算定期間における製造設備、供給設備及び業務設備の経常修繕費（熱供給事業の実施に伴い経常的に必要となる修繕費をいう。以下同じ。）の適正な見積額を合計した額とする。ただし、**指定旧供給区域熱供給規程料金を変更する場合にあっては、次のA. 及びB. の区分に定める方法により算定した額の合計額を修繕費とすることができる。**

A. 基準修繕費（計量器に係る修繕費を除く。）

事業年度ごとに製造設備、供給設備及び業務設備別に次の式により算定した額を基礎とした適正な額とする。

$$\text{原価算定期間の期首の帳簿原価} \times \frac{\text{原価算定期間の開始の直前 2 年間の経常修繕費の合計額}}{\text{原価算定期間の開始の直前 2 年間の各事業年度の期首の帳簿原価の合計額}}$$

なお、帳簿原価及び経常修繕費は、土地及び計量器に係るものを除いたものであって、工事費負担金等圧縮前のものとする。

B. 計量器修繕費

原価算定期間中に取替え、又は修繕する予定の計量器の数量に、それぞれ時価を基礎として適正に算定した計量器 1 個当たりの取替え又は修繕に要する費用を乗じて算定した額とする。

④～⑥ 略

関係法令における規定（修繕費）②

【参考】指定旧供給区域熱供給規程料金審査要領（料金審査要領）（抜粋）

（１）営業費等

営業費等（総括原価のうち、以下の（２）及び（３）を除いたものをいう。以下同じ。）は、営業費等の項目ごとに、算定要領第２章２．に定める方法に基づき適正に算定しているか否か、並びに算定根拠が熱の販売量等の実績及び需要想定等を踏まえて妥当であるか否か等につき、算定の根拠となる数値その他の必要な説明を事業者に求めて審査する。

（２）事業報酬 （略）

（３）控除項目 （略）

修繕費（審査における論点・審査の結果）

【審査における論点】

- 原価算定期間における修繕費の計上額は適正か。

【審査の結果】

- 自主カット前の修繕費の金額は、料金算定要領に定められた方法に基づき算定されており、また、現行原価や、直近5年間の実績に基づいて算定した水準と比較して同水準であり、妥当である。
 - 申請原価：127,451千円（自主カット前）（※自主カット後（▲32%）：86,942千円）
 - 現行原価：127,141千円
 - 実績水準：130,005千円（5か年平均）

【参考】直近5年間の実績に基づいて算定した水準（修繕費率に基づく試算）

項 目	過去5か年（平均）			原価算定期間（平均）	
	期首帳簿原価 ①	修繕費 ②	修繕費率 ③=②/①	帳簿原価 ④	修繕費 ④×③
製造設備	3,532,027千円	52,766千円	1.49393%	3,759,067千円	56,158千円
供給設備	11,206,812千円	74,125千円	0.661428%	11,164,847千円	73,847千円
業務設備	26,877千円	0千円	0.0%	26,877千円	0千円
合計	－	－	－	－	130,005千円

1. はじめに
2. 指定旧供給区域熱供給規程料金（規制料金）の位置づけ
3. 規制料金の改定申請の概要
4. 規制料金の審査の概要
5. 査定方針の概要
- 6. 査定方針の各論**
 - 6-1. 原価算定期間
 - 6-2. 需要想定
 - 6-3. 経営効率化
 - 6-4. 人件費
 - 6-5. 燃料費・電力料・冷温熱購入費
 - 6-6. 修繕費
 - 6-7. 設備投資（減価償却費・固定資産除却費）**
 - 6-8. その他経費
 - 6-9. 事業報酬
 - 6-10. 法人税等
 - 6-11. 控除項目
 - 6-12. 料金設定等

設備投資の概要

- 設備投資の現行原価と申請原価との比較は以下のとおり。
- 製造設備については、受変電設備・熱源水ポンプ・大型機器を搬入するための設備の更新や、各種配管工事などが計画されている。
- 供給設備については、熱源機・熱量計の交換などが計画されている。
- 業務設備については、設備投資は予定されていない。

(単位：千円)

	現行原価 (A)	直近実績【参考】					申請原価 (B)	増減 (B／A)
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度		
製造設備	184,795	6,028	27,883	270,323	203	3,710	103,770	56.2%
供給設備	512,185	354,124	220,098	87,678	31,108	165,581	72,180	14.1%
業務設備	－	4,563	－	－	－	－	－	－
合計	696,980	364,715	247,981	358,001	31,311	169,291	175,950	25.2%

出典：事業者からの聞き取りに基づき、事務局で作成。
 ※「現行原価」：原価算定期間（1989～92年）の3か年平均値。
 ※「申請原価」：原価算定期間（2024～26年）の3か年平均値。

減価償却費の概要

- 減価償却費の現行原価と申請原価との比較は以下のとおり。なお、減価償却費のうち本社分については、熱供給地区数（5地区）で按分し、光ヶ丘団地地区分のみ、原価に計上している。
- 減価償却費については、熱供給事業固定資産の取得価額に対し、**定額法により算定**されている。
- なお、現行原価（原価算定期間：1989年4月～1992年3月）の減価償却費が少額となっているのは、建設当初に住宅開発事業者が負担した、工事費負担金相当の償却費が減額された金額となっているためである。

（単位：千円）

	現行原価 （A）	直近実績【参考】					申請原価 （B）	増減 （B／A）
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度		
製造設備	35,650	120,466	123,010	124,530	144,374	141,119	88,649	248.7%
供給設備	56,387	292,495	313,952	319,286	311,640	313,047	214,752	380.9%
業務設備	994	1,567	1,465	1,476	1,344	835	1,047	105.3%
合計	93,031	414,528	438,427	445,292	457,358	455,001	304,448	327.3%

出典：事業者からの聞き取りに基づき、事務局で作成。
※「現行原価」：原価算定期間（1989年4月～1992年3月）の3ヶ年平均値。
※「申請原価」：原価算定期間（2024年1月～2026年12月）の3ヶ年平均値。
※申請原価については、約32%の自主カットを織り込み。

固定資産除却費の概要

- 固定資産除却費の現行原価と申請原価との比較は以下のとおり。
- 固定資産除却費については、**原価算定期間に完成が予定される設備工事案件の撤去工事費及び除却対象設備の残存簿価を計上**している。また、撤去工事費は、過去の類似する工事を参考に案件ごとに見積もって集計している。
- なお、現行原価（原価算定期間：1989年4月～1992年3月）の固定資産除却費が極端に少額となっているのは、供給開始が1983年であるところ、当時は設備が新しく、除却工事の件数・金額が少なかったためである。

(単位：千円)

	現行原価 (A)	直近実績【参考】					申請原価 (B)	増減 (B/A)
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度		
固定資産除却費	485	51,131	43,852	30,850	53,207	17,402	13,038	2,688%

出典：事業者からの聞き取りに基づき、事務局で作成。

※「現行原価」：原価算定期間（1989～92年）の3か年平均値。

※「申請原価」：原価算定期間（2024～26年）の3か年平均値

※申請原価については、約32%の自主カットを織り込み。

関係法令における規定（設備投資（減価償却費・固定資産除却費））

- 減価償却費及び固定資産除却費については、料金算定要領において、熱供給事業固定資産の取得価額や過去実績等を基に算定することとなっている。
- また、料金審査要領において、審査の考え方が示されている。

【参考】指定旧供給区域熱供給規程料金算定要領（料金算定要領）（抜粋）

2. 個別算定方式

総括原価は、熱供給事業に係る営業費用（以下「営業費」という。）及び営業費以外の費用の合計額から控除項目の額を差し引いたものに事業報酬並びに法人税、住民税及び事業税の額を加えたものとする。

総括原価の算定は、原価算定期間の開始の直前における熱供給事業の実績及び需要想定等を前提として、次に定めるところにより行うものとする。

- （1）事業者は、営業費として、原価算定期間における、役員給与、給料手当、退職金、雑給、厚生費、燃料費、冷温熱購入費、修繕費、電力料、水道料、消耗品費、賃借料、委託作業費、租税課金、試験研究費、需要開発費、固定資産除却費、貸倒償却、雑費及び減価償却費の額を、次の各号の区分に応じ、それぞれ次に定める方法により算定するものとする。

①～③ 略

④ 減価償却費

減価償却費は、原価算定期間中に減価償却を行うべき熱供給事業固定資産（当該原価算定期間中に取得する予定のものを含む。）の取得価額（帳簿原価から工事費負担金等を除いたものをいう。以下同じ。）に対し、定額法（事業者がそのよるべき償却方法として定率法を採用している場合にあっては、定率法によることができるものとする。）により原価算定期間中の各月の損金経理すべき額として算定した額とする。

この場合において、耐用年数及び残存価額の算定は、法人税法（昭和40年法律第34号）その他の関係法令の定めるところによるものとする。

⑤ 略

⑥ その他の諸費用（上記①から⑤まで以外の営業費をいう。以下同じ。）

その他の諸費用は、原価算定期間の開始の直前における実績及び原価算定期間中の需要想定等を勘案した適正な見積額とする。

【参考】指定旧供給区域熱供給規程料金審査要領（料金審査要領）（抜粋）

（1）営業費等

営業費等（総括原価のうち、以下の（2）及び（3）を除いたものをいう。以下同じ。）は、営業費等の項目ごとに、算定要領第2章2.に定める方法に基づき適正に算定しているか否か、並びに算定根拠が熱の販売量等の実績及び需要想定等を踏まえて妥当であるか否か等につき、算定の根拠となる数値その他の必要な説明を事業者に求めて審査する。

（2）・（3）（略）

設備投資（審査における論点・審査の結果①）

【審査における論点】

- 設備投資について、原価算定期間に織り込んだ設備投資の対象は、熱供給事業の運営にとって真に不可欠な設備であるか。また、設備投資の実施時期は適正か。
- 減価償却費について、真に不可欠な設備のみ織り込まれており、かつ、定率法及び定額法により適正に算定されているか。
- 固定資産除却費のうち除却費用について、除却に要する工事費等が適正か。また、改良工事等に伴う除却費用は、改良工事等の時期等が適正か。

【審査の結果】

- 原価算定期間に更新・交換が予定されている製造設備及び供給設備について、現物を見ることが困難なもの（例：メーターなど件数が多いもの）を除き、主要なものについて現地確認を行った結果、取替工事の必要性について疑義を抱くものは無かった。

（続く）

設備投資（審査における論点・審査の結果②）

（続き）

- 熱量計（暖房メーター及び給湯メーター）について、熱量計更新費用予算（2023年～2026年）を入手し、原価算定期間に法定の定期交換時期（8年）を迎えるメーターの交換に係る費用が、設備投資に計上されていることを確認した。
- 減価償却費について、上記の設備投資に関する確認の結果、熱供給事業の運営にとって真に不可欠な設備のみ織り込まれていることを確認した。また、これらの設備に係る減価償却の方法や耐用年数は、申請事業者がこれまで同種の設備に採用してきたものと概ね同様であり、定額法により適正に算定されていることを確認した。
- 固定資産除却費のうち除却損について、案件ごとに除却対象設備の残存簿価を確認し、申請原価に反映されていることを確認した。
- 固定資産除却費のうち除却工事費について、建設費・固定資産除却費予算案を参照し、原価算定期間に完成が予定されている設備工事に関する除却工事費が計上されていることを確認した。また、金額について、当該工事の個別の見積もり、又は、過去の類似工事の費用に基づいて算定されていることを確認した。

1. はじめに
2. 指定旧供給区域熱供給規程料金（規制料金）の位置づけ
3. 規制料金の改定申請の概要
4. 規制料金の審査の概要
5. 査定方針の概要
- 6. 査定方針の各論**
 - 6-1. 原価算定期間
 - 6-2. 需要想定
 - 6-3. 経営効率化
 - 6-4. 人件費
 - 6-5. 燃料費・電力料・冷温熱購入費
 - 6-6. 修繕費
 - 6-7. 設備投資（減価償却費・固定資産除却費）
 - 6-8. その他経費**
 - 6-9. 事業報酬
 - 6-10. 法人税等
 - 6-11. 控除項目
 - 6-12. 料金設定等

その他経費（消耗品費、委託作業費、雑費等）の概要①

- その他経費（消耗品費や委託作業費などの費目をまとめた総称）の現行原価と申請原価との比較は以下のとおり。
- なお、消耗品費、賃借料、租税課金、雑費のうち本社分については、熱供給地区数（5地区）で按分し、光ヶ丘団地地区分のみ原価に計上している。

（単位：千円）

	現行原価 （A）	直近実績【参考】			申請原価 （B）	増減 （B／A）
		2020年度	2021年度	2022年度		
水道料	13,479	34,097	30,509	35,772	34,020	252.4%
消耗品費	28,163	14,823	12,262	11,980	8,315	29.5%
賃借料	76,834	46,425	46,594	46,729	31,876	41.5%
委託作業費	134,303	129,888	127,386	128,166	87,164	64.9%
租税課金	38,084	77,026	76,793	83,151	55,032	144.5%
需要開発費	1,272	266	302	302	—	—
貸倒償却費	1,319	639	1,144	630	604	45.8%
雑費	30,807	22,270	27,858	37,748	23,022	74.7%

出典：事業者からの聞き取りに基づき、事務局で作成。

※「現行原価」：原価算定期間（1989～92年）の3か年平均値。「申請原価」：原価算定期間（2024～26年）の3か年平均値。

※「消耗品費」、「賃借料」、「委託作業費」、「租税課金」、「貸倒償却」、「雑費」の申請原価については、約32%の自主カットを織り込み。

その他経費（消耗品費、委託作業費、雑費等）の概要②

- その他経費に該当する費目とその概要は以下のとおり。
- 水道料については、東京都水道局や水道の供給を受けている大型商業施設の水道料金単価をを基に算定されている。
- 消耗品費・賃借料・委託作業費・租税課金・貸倒償却費・雑費については、直近実績等を基に算定されている。

費目名	説 明
水道料	冷却塔や、熱源水・蓄熱槽水などへの補給水の使用料。
消耗品費	冷温熱用消耗品費、事務用品費、器具工具費、事務所光熱水道費等。
賃借料	プラントや事務所の賃借料及び共益費、事務機器（OA機器、通信機器等）等。
委託作業費	設備の運転管理・測定分析・保守点検、給湯検針を他に委託する費用等。
租税課金	固定資産税、行政財産占用税、事業税、印紙税等。
貸倒償却費	温熱・給湯料や、住戸メンテナンス代金等で回収できない費用。
雑費	委託費（派遣料金等）、通信運搬費、保険料、旅費交通費等。

関係法令における規定（その他経費）

- その他経費については、料金算定要領において、実績値等を基に算定することとなっている。
- また、料金審査要領において、審査の考え方が示されている。

【参考】指定旧供給区域熱供給規程料金算定要領（料金算定要領）（抜粋）

2. 個別算定方式

総括原価は、熱供給事業に係る営業費用（以下「営業費」という。）及び営業費以外の費用の合計額から控除項目の額を差し引いたものに事業報酬並びに法人税、住民税及び事業税の額を加えたものとする。

総括原価の算定は、原価算定期間の開始の直前における熱供給事業の実績及び需要想定等を前提として、次に定めるところにより行うものとする。

- （1）事業者は、営業費として、原価算定期間における、役員給与、給料手当、退職金、雑給、厚生費、燃料費、冷温熱購入費、修繕費、電力料、水道料、消耗品費、賃借料、委託作業費、租税課金、試験研究費、需要開発費、固定資産除却費、貸倒償却、雑費及び減価償却費の額を、次の各号の区分に応じ、それぞれ次に定める方法により算定するものとする。

①～⑤ 略

⑥ その他の諸費用（上記①から⑤まで以外の営業費をいう。以下同じ。）

その他の諸費用は、原価算定期間の開始の直前における実績及び原価算定期間中の需要想定等を勘案した適正な見積額とする。

【参考】指定旧供給区域熱供給規程料金審査要領（料金審査要領）（抜粋）

（1）営業費等

営業費等（総括原価のうち、以下の（2）及び（3）を除いたものをいう。以下同じ。）は、営業費等の項目ごとに、**算定要領第2章2. に定める方法に基づき適正に算定しているか否か、並びに算定根拠が熱の販売量等の実績及び需要想定等を踏まえて妥当であるか否か**等につき、算定の根拠となる数値その他の必要な説明を事業者に求めて審査する。

（2）事業報酬 （略）

（3）控除項目 （略）

その他経費（審査における論点・審査の結果）

【審査における論点】

- 熱供給事業の運営にとって厳に必要なもののみ織り込まれているか。
- 熱の供給にとって優先度が低いものや、指定旧供給区域熱供給規程料金として回収することが社会通念上不適切なもの（交際費、政治献金、書画骨董等）が織り込まれていないか。

【審査の結果】

- 熱供給事業の運営にとって厳に必要なもののみ織り込まれていることを確認した。
- 熱の供給にとって優先度が低いものや、指定旧供給区域熱供給規程料金として回収することが社会通念上不適切なもの（交際費、町内会への寄付金等）が織り込まれていないことを確認した。
- 水道料について、現行原価よりも大きく増加しているところ、その理由を確認した結果、水道料の単価の増加と、業務系施設における冷熱需要の増加に伴う水道使用量の増加によるものであり、妥当である。
- 租税課金について、行政財産占用料（道路占用料、公園使用料）の増加に伴い、現行原価よりも大きく増加しているところ、約32%の自主カットが織り込まれているが、当該費用は自主カットになじまないものであることから、適正な額を計上するよう求めることとする。

1. はじめに
2. 指定旧供給区域熱供給規程料金（規制料金）の位置づけ
3. 規制料金の改定申請の概要
4. 規制料金の審査の概要
5. 査定方針の概要
- 6. 査定方針の各論**
 - 6-1. 原価算定期間
 - 6-2. 需要想定
 - 6-3. 経営効率化
 - 6-4. 人件費
 - 6-5. 燃料費・電力料・冷温熱購入費
 - 6-6. 修繕費
 - 6-7. 設備投資（減価償却費・固定資産除却費）
 - 6-8. その他経費
 - 6-9. 事業報酬**
 - 6-10. 法人税等
 - 6-11. 控除項目
 - 6-12. 料金設定等

事業報酬の概要

- 事業報酬については、「レートベースに事業報酬率を乗じて算定した額」又は「借入金に対する原価算定期間中の支払利息等の額」により算定される。
- 今回申請では、事業報酬に関し、「レートベースにガス事業における事業報酬率を乗じて算定した額」が用いられている。
- 事業報酬の概要は以下のとおり。

(単位：千円)

		現行原価 (A)	原価算定期間				増減 (B/A)
			2024.1~	2025.1~	2026.1~	平均 (B)	
レートベース	固定資産帳簿価格	1,080,281	2,452,444	2,209,579	1,944,136	2,202,053	203.8%
	建設中の資産	43,284	—	—	—	—	0%
	繰延資産	17,543	—	—	—	—	0%
	運転資本	149,819	146,585	148,134	147,017	147,245	98.3%
	合計	1,290,927	2,599,029	2,357,713	2,091,153	2,349,298	182.0%
事業報酬率		7.00%	3.02%	3.02%	3.02%	—	—
事業報酬（自主カット前）		90,365	78,491	71,203	63,153	70,949	78.5%
事業報酬（自主カット後）		90,365	53,543	48,572	43,080	48,398	53.6%

出典：事業者からの聞き取りに基づき、事務局で作成。
※「現行原価」：原価算定期間（1989～92年）の3か年平均値。
※「申請原価」：原価算定期間（2024～26年）の3か年平均値。

関係法令における規定（事業報酬）①

- 事業報酬については、料金算定要領において、算定方法が示されている。
- また、料金審査要領において、審査の考え方が示されている。

【参考】指定旧供給区域熱供給規程料金算定要領（料金算定要領）（抜粋）

2. 個別算定方式

総括原価は、熱供給事業に係る営業費用（以下「営業費」という。）及び営業費以外の費用の合計額から控除項目の額を差し引いたものに事業報酬並びに法人税、住民税及び事業税の額を加えたものとする。

総括原価の算定は、原価算定期間の開始の直前における熱供給事業の実績及び需要想定等を前提として、次に定めるところにより行うものとする。

（1） 略

（2） 事業者は、営業費以外の費用として、原価算定期間における営業外費用、事業報酬、法人税、住民税（法人税割に限る。）及び事業税（所得割に限る。）の額を、次の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める方法により算定するものとする。

① 略

② 事業報酬

事業報酬は、次のいずれかとする。

A. レートベース（次のアからエまでの額の合計額をいう。）に事業報酬率（事業者の健全な財務体質を維持しつつ、安定的かつ安全な熱供給を確保する適正な設備投資を円滑に実施するために必要となる事業報酬の額を算定することができる十分な率として、事業者の財務の状況及び熱供給事業と類似の性質を有する電気事業及びガス事業における事例を勘案して算定した値とする。）を乗じて算定した額

ア. 固定資産帳簿価額

固定資産帳簿価額は、原価算定期間期首の固定資産帳簿価額と期末の固定資産予想帳簿価額（原価算定期間期首の固定資産帳簿価額に原価算定期間中に新たに取得する予定の固定資産の取得価額の想定値を加算した額から、それぞれ上記（1）④に定める方法により算定した減価償却費の額を控除した額をいう。）を平均した額（資産除去債務相当資産の額を除く。）とする。

イ. 建設中の資産

原価算定期間中の建設仮勘定の各月の残高を平均した額（資産除去債務相当資産の額を除く。）から建設中利子相当額及び工事費負担金相当額を控除した額とする。

ウ. 繰延資産

原価算定期間中の繰延資産の平均残高とし、社債発行差金を除くものとする。

関係法令における規定（事業報酬）②

【参考】指定旧供給区域熱供給規程料金算定要領（料金算定要領）（抜粋）

Ⅰ. 運転資本

運転資本は、次の a 及び b に定める方法により算定した額の合計額とする。

a. 原価算定期間中の営業費から減価償却費（資産除去債務相当資産に係るものを除く。）、固定資産除却損及び退職給付引当金等引当金純増額等を除いた額の 1. 5 月分

b. 原価算定期間中の燃料及びその他貯蔵品の使用量の 1. 5 月分に適正な単価を乗じて算定した額

B. 借入金に対する原価算定期間中の支払利息等の額

③ 略

(3) 略

【参考】指定旧供給区域熱供給規程料金審査要領（料金審査要領）（抜粋）

(1) 営業費等（略）

(2) 事業報酬

事業報酬は、以下の観点から審査するものとする。

① レートベース

算定要領第 2 章 2. (2) ② A. に定める方法に基づき適正に算定しているか否か、並びに算定根拠が熱の販売量等の実績及び需要想定等を踏まえて妥当であるか否か等につき、算定の根拠となる数値その他の必要な説明を事業者に求めて審査する。

② 事業報酬率

算定要領第 2 章 2. (2) ② A. に定める方法に基づき、事業者が、熱供給事業と類似の性質を有する電気事業及びガス事業における事例を勘案して算定した値を用いて、適正に算定しているか否かにつき、審査する。

③ 借入金に対する原価算定期間中の支払利息等の額

算定の根拠となる数値その他の必要な説明を求めて審査する。

(3) 控除項目（略）

事業報酬率の算定方法

- 事業報酬率については、料金算定要領において、熱供給事業と類似の性質を有する電気事業及びガス事業における事例を勘案して算定した値とすることとされているところ、今回申請においては、ガス事業における事業報酬率（3.02%）を用いて算定されている。

【参考】旧一般ガスみなしガス小売事業者指定旧供給区域等小売供給約款料金算定規則の規定に基づき経済産業大臣が別に告示する値（令和5年経済産業省告示第110号）

事業報酬率の算定に用いる値

①自己資本報酬率

年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	平成27年度～令和3年度 平均
全産業自己資本利益率	9.24	9.78	10.75	10.38	9.20	7.55	10.83	
公社債利回り実績値	0.36	0.03	0.13	0.13	-0.01	0.05	0.07	
自己資本報酬率適用率 (β値：0.7)	6.58	6.86	7.56	7.31	6.44	5.30	7.60	6.81 (A)

(事業者の経営状況を反映するための年限 7年)

②他人資本報酬率

平均実績有利子負債利率（B）	0.87
平均実績有利子負債利率（B） （格付格差（0.11%）補正後）	0.98

(参考) 事業報酬率（（A）× 35% + （B）× 65%）

需要家数30万戸以上の事業者	2.95
需要家数30万戸未満の事業者	3.02

事業報酬（審査における論点・審査の結果）

【審査における論点】

- レートベースについては、熱供給事業の運営にとって真に不可欠な設備のみが織り込まれているか。
- 事業報酬率については、熱供給事業と類似の性質を有する電気事業及びガス事業における事例を勘案して算定した値を用いて、適正に算定しているか。

【審査の結果】

- レートベースについて、設備投資に関する確認の結果も踏まえ、熱供給事業の運営にとって真に不可欠な設備のみが織り込まれていることを確認した。
- 事業報酬率について、前述のとおり、ガス事業における値（経済産業大臣告示）を用いており、適正に算定されている。

1. はじめに
2. 指定旧供給区域熱供給規程料金（規制料金）の位置づけ
3. 規制料金の改定申請の概要
4. 規制料金の審査の概要
5. 査定方針の概要
- 6. 査定方針の各論**
 - 6－1. 原価算定期間
 - 6－2. 需要想定
 - 6－3. 経営効率化
 - 6－4. 人件費
 - 6－5. 燃料費・電力料・冷温熱購入費
 - 6－6. 修繕費
 - 6－7. 設備投資（減価償却費・固定資産除却費）
 - 6－8. その他経費
 - 6－9. 事業報酬
 - 6－10. 法人税等**
 - 6－11. 控除項目
 - 6－12. 料金設定等

法人税等の概要

- 法人税等の現行原価と申請原価との比較は以下のとおり。
- 法人税等については、事業報酬に基づき、実効税率を用いて算定されている。

【算定方法】

$$\text{法人税等} = \{ \text{事業報酬} \div (1 - \text{実効税率}) \} \times \text{実効税率}$$

(単位：千円)

	現行原価 (A)	申請原価 (B)	増減 (B/A)
法人税等	18,554	16,834	90.7%

出典：事業者からの聞き取りに基づき、事務局で作成。

※「現行原価」：原価算定期間（1989～92年）の3か年平均値。

※「申請原価」：原価算定期間（2024～26年）の3か年平均値。

※申請原価については、約32%の自主カットを織り込み。

【参考】法人税等の算定方法

(単位：千円)

	原価算定期間			
	2024.1～	2025.1～	2026.1～	平均
事業報酬 (A)	61,857	56,114	49,769	-
実効税率 (B)	30.62%			-
(C) = (A) ÷ (1 - (B))	89,157	80,879	71,734	-
法人税等 (C) × (B)	27,300	24,765	21,965	24,677
法人税等（自主カット後）	18,623	16,894	14,984	16,834

出典：事業者からの聞き取りに基づき、事務局で作成。

関係法令における規定（法人税等）

- 法人税等については、料金算定要領において、関係法令の定めるところにより算定することとなっている。
- また、料金審査要領において、審査の考え方が示されている。

【参考】指定旧供給区域熱供給規程料金算定要領（料金算定要領）（抜粋）

2. 個別算定方式

総括原価は、熱供給事業に係る営業費用（以下「営業費」という。）及び営業費以外の費用の合計額から控除項目の額を差し引いたものに事業報酬並びに法人税、住民税及び事業税の額を加えたものとする。

総括原価の算定は、原価算定期間の開始の直前における熱供給事業の実績及び需要想定等を前提として、次に定めるところにより行うものとする。

（１）・（２） 略

（３）法人税、住民税（法人税割に限る。）及び事業税（所得割に限る。）

法人税、住民税（法人税割に限る。）及び事業税（所得割に限る。）は、法人税法、地方税法その他の関係法令の定めるところにより算定した適正な額とする。

【参考】指定旧供給区域熱供給規程料金審査要領（料金審査要領）（抜粋）

（１）営業費等

営業費等（総括原価のうち、以下の（２）及び（３）を除いたものをいう。以下同じ。）は、営業費等の項目ごとに、**算定要領第２章２．に定める方法に基づき適正に算定しているか否か、並びに算定根拠が熱の販売量等の実績及び需要想定等を踏まえて妥当であるか否か等**につき、算定の根拠となる数値その他の必要な説明を事業者に求めて審査する。

（２）事業報酬 （略）

（３）控除項目 （略）

法人税等（審査における論点・審査の結果）

【審査における論点】

- 関係法令に基づいて、適正に算定されているか。

【審査の結果】

- 法人税等について、事業報酬額のうち自己資本報酬額分を基に適正に算定していることを確認した。

1. はじめに
2. 指定旧供給区域熱供給規程料金（規制料金）の位置づけ
3. 規制料金の改定申請の概要
4. 規制料金の審査の概要
5. 査定方針の概要
- 6. 査定方針の各論**
 - 6-1. 原価算定期間
 - 6-2. 需要想定
 - 6-3. 経営効率化
 - 6-4. 人件費
 - 6-5. 燃料費・電力料・冷温熱購入費
 - 6-6. 修繕費
 - 6-7. 設備投資（減価償却費・固定資産除却費）
 - 6-8. その他経費
 - 6-9. 事業報酬
 - 6-10. 法人税等
 - 6-11. 控除項目**
 - 6-12. 料金設定等

控除項目の概要

- 控除項目の現行原価と申請原価との比較は以下のとおり。
- 控除項目として、営業外収益（熱料金の延滞利息、雑収益、預金利息等）を計上しているが、営業外収益のうち本社分については、熱供給地区数（5地区）で按分し、光ヶ丘団地地区分のみ原価に計上している。
- 控除項目については、直近実績値に基づき算定されている。

(単位：千円)

	現行原価 (A)	直近実績【参考】			申請原価 (B)	増減 (B／A)
		2020年度	2021年度	2022年度		
控除項目	4,579	1,886	783	974	887	19.4%

出典：事業者からの聞き取りに基づき、事務局で作成。
※「現行原価」：原価算定期間（1989～92年）の3か年平均値。
※「申請原価」：原価算定期間（2024～26年）の3か年平均値。

関係法令における規定（控除項目）

- 控除項目については、料金算定要領において、実績値等を基に算定することとなっている。
- また、料金審査要領において、審査の考え方が示されている。

【参考】指定旧供給区域熱供給規程料金算定要領（料金算定要領）（抜粋）

2. 個別算定方式

総括原価は、熱供給事業に係る営業費用（以下「営業費」という。）及び営業費以外の費用の合計額から控除項目の額を差し引いたものに事業報酬並びに法人税、住民税及び事業税の額を加えたものとする。

総括原価の算定は、原価算定期間の開始の直前における熱供給事業の実績及び需要想定等を前提として、次に定めるところにより行うものとする。

（1）・（2）（略）

（3）事業者は、控除項目として、営業雑収益及び営業外収益等の額を、原価算定期間の開始の直前における営業雑収益及び営業外収益等の額の実績、原価算定期間中の需要想定等又はそのいずれかを勘案して適正に算定するものとする。

【参考】指定旧供給区域熱供給規程料金審査要領（料金審査要領）（抜粋）

（1）営業費等（略）

（2）事業報酬（略）

（3）控除項目

控除項目は、項目ごとに、算定要領第2章2.（3）に定める方法に基づき適正に算定しているか否か、並びに算定根拠が熱の販売量等の実績及び需要想定等を踏まえて妥当か否か等につき、算定の根拠となる数値その他の必要な説明を事業者に求めて審査する。

控除項目（審査における論点・審査の結果）

【審査における論点】

- 算定方法や算定根拠が実績等を踏まえて妥当であるか。

【審査の結果】

- 控除項目について、算定方法や算定根拠が妥当であることを確認した。
- なお、控除項目が現行原価と比べて減少しているが、現行原価では、現預金による受取利息2,415千円を計上していたところ、現預金と金利の減少によって、今回原価では8千円と大きく減少しているためであり、不合理ではない。

1. はじめに
2. 指定旧供給区域熱供給規程料金（規制料金）の位置づけ
3. 規制料金の改定申請の概要
4. 規制料金の審査の概要
5. 査定方針の概要
- 6. 査定方針の各論**
 - 6-1. 原価算定期間
 - 6-2. 需要想定
 - 6-3. 経営効率化
 - 6-4. 人件費
 - 6-5. 燃料費・電力料・冷温熱購入費
 - 6-6. 修繕費
 - 6-7. 設備投資（減価償却費・固定資産除却費）
 - 6-8. その他経費
 - 6-9. 事業報酬
 - 6-10. 法人税等
 - 6-11. 控除項目
 - 6-12. 料金設定等**

料金設定（レートメイク）の概要①

- 集合住宅用の現行料金と改定料金との比較は以下のとおり。
- 基本料金は据え置きつつ、従量料金単価が約25%の増加となっている。

（単位：円（税込））

契約種別		金 額		差引 (A) - (B)	増減 (A/B)
		改定料金 (A)	現行料金 (B)		
基本料金	Aタイプ（給湯）	2,832	2,832	0	－
	Bタイプ（専有面積 40㎡未満）	3,554	3,554	0	－
	Cタイプ（専有面積 40㎡～50㎡未満）	3,759	3,759	0	－
	Dタイプ（専有面積 50㎡～60㎡未満）	3,966	3,966	0	－
	Eタイプ（専有面積 60㎡～70㎡未満）	4,172	4,172	0	－
	Fタイプ（専有面積 70㎡～80㎡未満）	4,379	4,379	0	－
	Gタイプ（専有面積 80㎡～90㎡未満）	4,584	4,584	0	－
	Hタイプ（専有面積 90㎡～100㎡未満）	4,790	4,790	0	－
	Iタイプ（専有面積 100㎡以上）	4,997	4,997	0	－
従量料金	温水（暖房）（円/MJ）	3.300	2.632	0.668	125.4%
	給湯（円/100ℓ）	63.151	50.369	12.782	125.4%

出典：認可申請書に基づき、事務局で作成。

料金設定（レートメイク）の概要②

- 業務施設用の現行料金と改定料金との比較は以下のとおり。
- 基本料金は据え置きつつ、従量料金単価が約9%～約29%の増加となっている。

（単位：円（税込））

契約種別		金 額		差引 (A) - (B)	増減 (A/B)
		改定料金 (A)	現行料金 (B)		
基本料金	温水（円/MJ/h）	309.55	309.55	0	－
	冷水（円/MJ/h）	325.57	325.57	0	－
従量料金	温水（60℃暖房）（円/MJ）	3.300	2.632	0.668	125.4%
	温水（45℃暖房）（円/MJ）	2.927	2.264	0.663	129.3%
	温水（60℃給湯）（円/100ℓ）	63.151	50.369	12.782	125.4%
	冷水（円/MJ）	5.388	4.944	0.444	109.0%

出典：認可申請書に基づき、事務局で作成。

【再掲】1か月当たりの熱料金の変動額の試算

- 今回申請の内容に基づいて、標準的な家庭（住宅用）における熱料金の月額を試算した結果は以下のとおり。

需要種別	用途	モデル	現行料金 (税込み)	値上げ後の料金 (税込み)	値上げ幅 (値上げ率)
集合住宅用	給湯 (Aタイプ)	・ 給湯使用量：4,700 ℓ /月	5, 1 9 9 円	5, 8 0 0 円	+ 6 0 1 円 (+ 1 1. 6 %)
	給湯 + 暖房※ (Dタイプ)	・ 専有面積：50~60㎡ ・ 給湯量：4,700 ℓ /月 ・ 暖房：1,500MJ/年	6, 6 6 2 円	7, 3 4 6 円	+ 6 8 4 円 (+ 1 0. 3 %)

出典：事業者からの聞き取りに基づき、事務局で作成。

※暖房期間は、10月25日～4月20日。上記は、年間12か月で平均した1か月当たりの料金。

関係法令における規定（料金設定等）

- 料金設定等については、料金算定要領及び料金審査要領に従い、算定及び審査を行うこととなっている。

【参考】指定旧供給区域熱供給規程料金算定要領（料金算定要領）（抜粋）

第3章 料金の算定

2. 料金の決定等

- (1) 指定旧供給区域熱供給規程料金は、1. に定めるところにより配分された需要種別原価と、原価算定期間中の需要想定及び新たに定め、又は変更した後の熱供給規程料金を適用して算定される需要種別の料金収入額（消費税等相当額を除く。）とが一致するよう設定するものとする。
- (2) 事業者は、新たに定め、又は変更した後の指定旧供給区域熱供給規程料金を様式第4第2表に整理するものとする。
- (3) 事業者は、原価算定期間中の需要想定及び新たに定め、又は変更した後の指定旧供給区域熱供給規程料金を適用して算定される需要種別の料金収入を様式第4第3表に整理するものとする。

【参考】指定旧供給区域熱供給規程料金審査要領（料金審査要領）（抜粋）

3. 料金の決定に関する審査

(1) 料金表に関する審査

料金表は、算定要領第3章2. に基づき適切に設定されているか否かにつき、算定の根拠となる数値等の説明を事業者に求めて審査するものとする。

(2) 収支相償に関する審査

指定旧供給区域熱供給規程料金は、原価算定期間中の需要想定値により算定される指定旧供給区域熱供給規程の料金収入額が、総括原価と一致するように料金表を設定しているか否かにつき、算定の根拠となる数値等の説明を事業者に求めて審査するものとする。

(3) 「料金の額の算出方法」に関する審査

改正法附則第52条第2項第2号に定める「料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること」については、あらかじめ熱料金総括表等において明確に定められている基本料金や従量料金等をもって、使用量等に応じた料金が計算可能であるか否かにつき審査するものとする。

(4) 「不当な差別的取扱い」に関する審査

改正法附則第52条第2項第4号に定める「特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと」については、算定要領に基づいて定められていることを前提とした上で正当な理由に基づいて一般的に区別を行う場合を除き、全ての需要家に対して平等であるか否かにつき審査するものとする。

料金設定等（審査における論点・審査の結果）

【審査における論点】

- 「需要種別原価」と「需要種別の料金収入額（消費税等相当額を除く）」が一致するように設定されているか。
- 基本料金や従量料金等をもって、使用量等に応じた料金が計算可能であるか。また、全ての需要家に対して平等であるか。

【審査の結果】

- 「需要種別原価」と「需要種別の料金収入額（消費税等相当額を除く）」が一致するように設定されていることを確認した。
- 基本料金や従量料金をもって、使用量等に応じた料金が計算可能であり、また、全ての需要家に対して平等であることを確認した。
- なお、料金算定上の影響はないものの、本申請の添付資料のうち、様式第15の「指定旧供給区域収支見積書」の一部の項目において、計算式誤りによる二重計上があったため、これを修正することとする。

供給条件の変更（料金設定以外の変更）

- 今回の指定旧供給区域熱供給規程の変更認可申請において、料金設定以外の供給条件も変更が行われている。
- 具体的には、料金の算定期間の明確化が行われているが、全ての需要家に対して平等に適用されるものである。

【参考】指定旧供給区域熱供給規程新旧対照表（抜粋）

（新）変更後の熱供給規程	（旧）現行の熱供給規程
3 2. 料金の算定期間 料金の算定期間は、前月の検針日の翌日から当月の検針日までの期間（以下「検針期間」といいます。）とします。 ただし、熱の供給を開始し、または需給契約を廃止した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日までの期間または、直前の検針日の翌日から廃止日の前日までの期間とします。	（新設）

【参考】改正法附則の規定及び料金審査要領を踏まえた確認結果

- 今回の料金改定申請について、改正法附則の規定及び料金審査要領を踏まえて確認した結果は、以下のとおり。

改正法附則第52条第2項及び料金審査要領	確認結果
[附則]第2号案件 ● 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。 [料金審査要領]第1章3.「料金の額の算出方法」に関する審査 ● 改正法附則第52条第2項第2号に定める「料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること」については、あらかじめ熱料金総括表等において明確に定められている基本料金や従量料金等をもって、使用量等に応じた料金が計算可能であるか否かにつき審査するものとする。	➤ 集合住宅用及び業務施設用の熱料金は、基本料金（定額）、従量料金が定率をもって定められている。また、あらかじめ明確に定められている単価や計算式をもって定められていることから、使用量に応じた料金が計算可能である。
[附則]第3号案件 ● みなし熱供給事業者及び指定旧供給区域熱供給を受ける者の責任に関する事項並びに導管、熱量計その他の設備に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。	➤ 自社及び需要家の責任に関する事項※並びに熱量計その他の設備に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められている。 ※責任に関する事項とは、みなし熱供給事業者の供給責任、損害賠償の免責事由等に関すること。
[附則]第4号案件 ● 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。 [料金審査要領]第2章3.「不当な差別的取扱い」に関する審査 ● 改正法附則第52条第2項第4号に定める「特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと」については、算定要領に基づいて定められていることを前提とした上で正当な理由に基づいて一般的に区別を行う場合を除き、全ての需要家に対して平等であるか否かにつき審査するものとする。	➤ 料金算定要領に則って、熱の使用形態、熱の使用期間等による差異を勘案して契約種別ごとの料金が設定されている。また、今回の値上げ申請等による変動分は、基本的に、燃料費の高騰による変動分を使用量に応じて一律に従量料金相当部分に上乗せしていることから、契約種別ごとの料金率の設定が不平等であるとまでは言えない。 ➤ 料金以外の供給条件等の変更内容も、条件を満たした全ての需要家に対して平等に適用されるものであり、不平等であるとまでは言えない。